

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別取扱いについて

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けられたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早いご回復と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまを対象に、各種お手続きに関する下記の特別取扱いを実施しますのでお知らせいたします。

記

1. 特別取扱いの対象となる場合について

お客さまが新型コロナウイルスに感染された場合や感染の疑い(感染者との濃厚接触等)によって自宅待機を余儀なくされるなど、通常のお手続きが困難となるような場合に、本特別取扱いの対象となります。

2. 特別取扱いの内容

(1) 保険料払込猶予期間の延長

保険料の払込が一時的に困難となったお客さまについては、お申し出いただくことで、保険料の払込猶予期間を最長で2020年9月30日までに延長いただけます。

(2) 保険金および貸付金等諸支払請求の簡易迅速なお支払い

ご請求手続きに必要な書類を準備することが困難なお客さまについては、お申し出いただくことで、ご請求手続きに必要な書類を一部省略する等、お客さまの個別事情を勘案した簡易迅速なお取扱いをいたします。

以上

< お問い合わせ >

ご不明な点は弊社お客さまサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル **0120 - 81 - 8107**

受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00